

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 18 日（金）第 295 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 1
- くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- 鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱の一部を改正する要綱 (※) (経営技術課取扱い) 2
- 土地改良区の解散 (農地整備課取扱い) 2
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 土地区画整理事業の換地処分 (都市計画課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（2件） (建築課取扱い) 4

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第204号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
毛利 翔悟	垂水市立医療センター 一垂水中央病院	垂水市錦江町1番地 140	循環器科	令和4年 3月9日
上村 康介	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18番1号	泌尿器科	令和4年 3月9日

鹿児島県告示第205号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する

る令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように変更した。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量
47.7 トン
- 3 知事管理漁獲可能性

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6 トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	36.1 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	0.1 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	6.9 トン

鹿児島県告示第 206 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように変更した。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量
15.6 トン
- 3 知事管理漁獲可能性

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業	13.8 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	1.8 トン

鹿児島県告示第 207 号

鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱の一部を改正する要綱
鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 1554 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号中「2.5 センチメートル」を「2.4 センチメートル」に改める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。

鹿児島県告示第 208 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 1 項第 1 号の規定により、令和 4 年 3 月 10 日付けで指宿土地改良区が解散した。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 209 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査（地

籍調査)の成果を認証した。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
伊仙町	令和元年8月19日から 令和3年3月11日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町大字中山及び大字伊仙の各一部	令和4年 3月9日
伊仙町	令和元年8月19日から 令和3年3月11日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町大字古里及び大字面縄の各一部	令和4年 3月9日

鹿児島県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下里湊宮ヶ浜線	指宿市西方字松ノ本3509番1地先から3503番1地先まで	前後	8.5～11.8 10.4～24.7	154.4 154.5
		指宿市西方字濱畑3911番3地先から3922番13地先まで	前後	8.9～9.4 9.2～13.3	91.5 91.5

鹿児島県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	西之表市西之表字上桃ノ園4084番5地先から同市西之表字猪ノ有路3919番6地先まで	令和4年 3月18日

鹿児島県告示第212号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、鹿児島市から次のとおり同法第97条第1項の規定による変更認可後の換地計画の当該変更に係る部分の換地処分をした旨の届出があった。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 土地区画整理事業の名称
鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業
- 換地处分の年月日
令和 4 年 2 月 21 日

始良・伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 3 月 18 日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ぼくらのティダ.	始良市西餅田 2217番地12	合同会社寺子屋 T I D A	始良市西餅田 2217番地12	遠矢 貴子	令和 4 年 3 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 3 月 18 日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
シーサイド	始良市平松7546 -59	合同会社のの か 2	鹿児島市明和二 丁目33番1号	川東 健二	令和 4 年 2 月 1 日	居宅介護 ・重度訪 問介護・ 同行援護
ひらまつ直売所	始良市脇元383 番地1	一般社団法人い きいき倶楽部	鹿児島市上荒田 町16番25-201 号	入木 保雄	令和 4 年 3 月 1 日	就労継続 支援 B 型

大隅地域振興局告示第 10 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 3 月 18 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援施設B型BuddyField零	肝属郡東串良町 川東3526-2	合同会社零	肝属郡東串良町 新川西3702番地 1	満永小百合	令和 4 年 3 月 1 日	就労継続 支援 B 型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)
薩摩川内市天辰町字越巢1512番1の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
薩摩川内市樋脇町市比野3079番地
社会医療法人卓翔会
理事長 黒田篤

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市平松字川原田34番1, 34番3の一部, 36番, 37番, 38番, 39番, 41番1, 42番1, 44番1, 44番2, 44番3, 46番1の一部, 47番の一部, 49番の一部, 51番の一部, 52番の一部, 54番, 55番の一部, 57番1の一部, 57番2, 59番, 60番, 61番, 62番, 63番, 64番1, 65番, 66番, 67番, 68番の一部, 8344番の一部及び8603番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市平松5873番地1
有限会社しんせい商事
代表取締役 谷山真理子

教育委員会規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第1号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

曾於市	大隅南小学校	を
志布志市	泰野小学校 山重小学校 松山中学校	
志布志市	泰野小学校 山重小学校 松山中学校	に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 3 年 12 月 17 日鹿児島県選挙管理委員会告示第54号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,746	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	267,158	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149,808
	鹿屋市・垂水市区	31,539
	枕崎市区	5,726
	阿久根市・出水郡区	8,360
	出水市区	14,458
	指宿市区	11,088
	西之表市・熊毛郡区	11,217
	薩摩川内市区	25,728
	日置市区	13,197
	曾於市区	9,749
	霧島市・姶良郡区	36,707
	いちき串木野市区	7,633
	南さつま市区	9,301
	志布志市・曾於郡区	11,814
	奄美市区	13,374
	南九州市区	9,515
伊佐市区	7,025	
姶良市区	21,318	
薩摩郡区	5,665	
肝属郡区	9,889	
大島郡区	16,174	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	267,158	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万		

を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
--